

議案第45号

葛飾区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

流水占用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

葛飾区河川流水占用料等徴収条例（平成12年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表1の部工業用等（発電用を除く。）の項中「6,288円」を「6,338円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る占用について適用し、同日前の申請に係る占用については、なお従前の例による。